

平成十二年政令第二百五十一号

文部科学省組織令  
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等（第二条—第十条）

第二款 特別な職の設置等（第十二条—第十三条）

第三款 課の設置等。

第四目 大臣官房（第十四条—第二十三条）

第二目 総合教育政策局（第二十四条—第三十一条の二）

第三目 初等中等教育局（第三十二条—第四十二条）

第四目 高等教育局（第四十三条—第五十三条）

第五目 科学技術・学術政策局（第五十四条—第五十九条の二）

第六目 研究振興局（第六十条—第六十六条）

第七目 研究開発局（第六十七条—第七十四条）

第三節 審議会等（第七十五条—第七十九条）

第四節 施設等機関（第八十条—第八十二条）

第二章 外局

第一節 スポーツ庁

第一款 特別な職（第八十三条・第八十四条）

第二款 内部部局（第八十五条—第九十条）

第三款 審議会等（第九十一条）

第二節 文化庁

第一款 特別な職（第九十二条・第九十三条）

第二款 内部部局（第九十四条—第一百四条）

附則 第一章 本省

第一節 秘書官（秘書官の定数）

（秘書官の定数）  
第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二節 内部部局等

（大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等）  
第一条 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等

（大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等）  
第二条 本省に、大臣官房及び次の六局並びに国際統括官一人を置く。  
総合教育政策局  
初等中等教育局  
高等教育局  
科学技術・学術政策局  
研究振興局  
研究開発局

2 大臣官房に文教施設企画・防災部を、高等教育局に私学部を置く。  
(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 文部科学省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。  
と。 文部科学省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

文部科学省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

文部科学省共済組合に関すること。

機密に関すること。

大臣の官印及び省印の保管に関すること。

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

法令案その他の公文書類の審査に関すること。

文部科学省の保有する情報の公開に関すること。

文部科学省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

文部科学省との連絡に関すること。

広報に関すること。

文部科学省の機構及び定員に関すること。

文部科学省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

文部科学省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

東日本大震災復興特別会計の経理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

十七 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

十八 文部科学省の行政の考查に関すること。

十九 文化功労者に関すること。

二十 文部科学省の所掌事務に係る法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の監督に関する基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

二十一 文部科学省の所掌事務に係る基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二十二 文部科学省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十三 文部科学省の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十四 国立国会図書館支部文部科学省図書館に関すること。

二十五 文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十六 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に必要な施設の整備に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する指

二十九 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関するもの（スポート庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。）。

三十 公立の学校施設の整備のための援助及び補助に関するもの（スポート庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十一 公立の社会教育施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）のための補助に関する指

三十二 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校施設の災害復旧に係るものに限る。）に関すること。

三十三 学校施設及び学校用家具の基準の設定に関すること。

三十四 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。

三十五 文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

三十六 教育、学術、スポーツ及び文化の直接の用に供する物資（学校給食用物資を除く。）並

びに教育、学術、スポーツ及び文化の用に供する物資のうち国際的に供給の不足するもの（学

三十七 学校施設の学校教育の目的以外の目的への使用の防止に係る返還命令及び移転命令にすること。

三十八 国立の文教施設の整備に関すること（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十一号）第十条第一項の規定に基づき国土交通大臣の行う營繕及び建設並びに土地又は借地権の取得を除く。）。

三十九 独立行政法人、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）が設置する文教施設の整備に関する長期計画の企画及び立案並びに連絡調整並びに予算案の準備に関すること。

四十 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人國立高等専門学校機構が設置する文教施設の整備のための補助金の交付に関すること。

四十一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けに関すること。

四十二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人國立高等専門学校機構に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付に関すること。

四十三 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する基準に関すること。

四十四 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の立地計画（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人において土地又は借地権の取得を必要とすることとなるものに限る。）に関すること。

四十五 文部科学省設置法第三条第一項の任務に関する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

四十六 前各号に掲げるもののほか、文部科学省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 文教施設企画・防災部は、前項第二十八号から第四十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（総合教育政策局の所掌事務）

第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）の施行に関する事務の総括に関すること。

三 教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画に関すること。

四 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

五 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

六 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

七 教育・スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

八 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

九 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十一 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

十二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における国際理解教育（以下この条及び第二十七条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十三 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第四十七条の五に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度（第二十九条第九号において「学校運営協議会等」という。）に関すること。

十四 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十条第六号及び第三十四条第二号）において同じ。）に関すること（初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関することを除く。）。

十五 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事務。

十六 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。

十七 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

十八 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関する事務。

十九 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事項（初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関する事項（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十一 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関する事項（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

二十二 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事項（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十三 社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関する事務。

二十四 社会教育のための補助に関する事項（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十五 公立及び私立の社会教育施設の整備（災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関する事項（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十六 公立の社会教育施設の整備のための補助に関する事項（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

二十七 学校図書館に関する事務。

二十八 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関する事務。

二十九 社会教育としての通信教育に関する事務。

三十 社会教育における視聴覚教育に関する事務。

三十一 外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十二 家庭教育の支援に関する事務。

三十三 青少年の健全な育成の推進に関する事務（こども家庭庁の所掌に属するものを除く。）。

三十四 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務。

三十五 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する事務（外交政策に係るもの及び高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

- 三十六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十七 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、国際理解教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十八 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものと同一のものを除く。）に關すること。
- 三十九 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に關すること。
- 四十 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に關すること。
- 四十一 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に關すること。
- （初等中等教育局の所掌事務）
- 第五条** 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方教育行政に関する制度の企画及び立案に關すること。
  - 二 地方教育行政の組織及び一般的運営に關する指導、助言及び勧告に關すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 地方教育費に關する企画に關すること。
  - 四 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに關する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に關する指導、助言及び勧告に關すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。
  - 五 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に關すること。
  - 六 初等中等教育の振興に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。
  - 七 初等中等教育のための補助に關すること（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。
  - 八 高等学校等就学支援金の支給に關する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に關すること。
  - 九 初等中等教育の基準の設定に關すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。
  - 十 幼児に対する教育の振興に關する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に關すること。
  - 十一 教科用図書の検定に關すること。
  - 十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に關すること。
  - 十三 文部科学省が著作権を有する出版物の著作権の管理に關すること。
  - 十四 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に關する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に關すること。
  - 十五 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。第四十一条第二号において同じ。）及び学校給食に關すること（学校における保健教育の基準の設定に關すること及び公立の学校の給食施設の整備に關することを除く。）。
  - 十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關すること。
  - 十七 生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に關すること。
  - 十八 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校的設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設並びに産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に關すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

十九 視聴覚教育に關する連絡調整に關すること。

- 二十 学校教育における視聴覚教育（大学及び高等専門学校におけるものを除く。）に關すること。
- 二十一 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における通信教育に關すること。
- 二十二 教育用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に關すること。
- 二十三 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に關する援助及び助言に關すること（安全教育に係るものを除く。）。
- 二十四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十五 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十六 少年院の長が行う教科指導についての勧告に關すること。
- 二十七 特別支援学校の理療に關する学科、理学療法に關する学科及び歯科技工に關する学科の認定に關すること。
- 二十八 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に關すること。
- 二十九 中央教育審議会初等中等教育分科会の庶務に關すること。
- （高等教育局の所掌事務）
- 第六条** 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 大学及び高等専門学校における教育の振興に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。
  - 二 大学における教育及び研究についての評価に關する企画及び立案並びに援助及び助言に關すること。
  - 三 大学及び高等専門学校における教育のための補助に關すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。
  - 四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に關すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。
  - 五 大学の入学者の選抜及び学位の授与に關すること。
  - 六 学生及び生徒の授業、厚生及び補導（生徒の奨学にあつては、専修学校の専門課程の生徒に係るものに限る。）に關すること。
  - 七 学生及び生徒の授業、厚生及び補導（生徒の奨学にあつては、専修学校の専門課程の生徒に係るものに限る。）に關すること。
  - 八 外国人留学生の受け入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に關すること。
  - 九 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に關すること（外交政策に係るものに限る。）。
  - 十 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に關する援助及び助言に關すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。
  - 十一 公認心理師に關する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに關すること。
  - 十二 医療技術者は社会福祉に關する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学に附屬する専修学校及び各種学校における教育（第四十七条において「附属専修学校等における医療技術者等養成教育」という。）の基準の設定に關すること。
  - 十三 医療技術者は社会福祉に關する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学並びにこれに附屬する専修学校及び各種学校の指定に關すること。
  - 十四 看護師等の人材確保の促進に關する法律（平成四年法律第八十六号）第三条の基本指針のうち同条第二項に掲げる事項に關すること。

十五 国立大学（国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学をいう。以下同じ。）における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十六 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第四十六条第七号において同じ。）における教育に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十七 大学及び高等専門学校における通信教育及び視聴覚教育に関すること。

十八 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

十九 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十一 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十五条第十一号において同じ。）に関すること。

二十二 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれら行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

二十三 文部科学大臣が所轄地である学校法人についての認可及び認定並びにその経営（放送大学園に係るものと除く。）に関する指導及び助言に関すること。

二十四 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房、総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十五 私立学校教職員の共済制度に関すること。

二十六 大学設置・学校法人審議会の庶務に関すること。

二十七 国立大学法人評議委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

二十八 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。

二十九 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関すること。

三十 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。

2 私学部は、前項第二十二条号から第二十五号まで、第二十六号（学校法人分科会の庶務に関する限りある。）及び第三十号に掲げる事務をつかさどる。

**第七条** 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術・学術政策局の所掌事務

二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（研究振興局及び研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三 科学技術に関する研究開発局の所掌に属するものと同一の企画及び立案並びに推進に関する計画の作成及び推進に関する事務（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものと同一の企画及び立案並びに推進に関する計画の作成及び推進に関する事務）。

四 学術の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものと同一の企画及び立案並びに推進に関する計画の作成及び推進に関する事務）。

五 科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関する事務（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものと同一の企画及び立案並びに推進に関する計画の作成及び推進に関する事務）。

七 科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告に関する事務。

八 研究者の養成及び資質の向上に関する事務（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

九 技術者の養成及び資質の向上に関する事務（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限るものとし、研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

十 技術士に関する事務。

十一 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）。

十二 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関する事務。

十三 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発のための環境の整備に関する事務。

十四 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流（国際交流を除く。）に関する事務。

十五 文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものと総括する事務（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

十六 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関する事務（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

十七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関する事務。

十八 発明及び実用新案の実施化の推進に関する事務。

十九 科学技術に関する知識の普及及び国民の関心及び理解の増進に関する事務。

二十 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うこと。

二十一 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うため必要な人的及び技術的援助一般に関する事務。

二十二 成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。第五十六条第八号において同じ。）をもたらす可能性のある研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関する事務。

二十三 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であつて公募によるものの実施の調整に関する事務。

二十四 資源の総合的利用に関する事務（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

二十五 学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する事務（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

二十六 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに関する事務（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二十七 科学技術・学術審議会の庶務（海洋開発分科会及び測地学分科会に係るものを除く。）に関する事務。

二十八 国立研究開発法人審議会の庶務に関する事務。

二十九 科学技術・学術政策研究所の組織及び運営一般に関する事務。

三十 国立研究開発法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関する事務（研究振興局の所掌事務）。

一 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 科学技術に関する各分野の研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

四 学術の振興に関すること（高等教育局及び科学技術・学术政策局の所掌に属するものを除く。）。

五 大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六 研究者その他の関係者に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち情報システムに係るもの並びに研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関すること。

八 国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務に関すること。

九 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に関すること。

十 発明及び实用新案の奨励に関すること。

十一 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に鑑み、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技術をいう。以下同じ。）に関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること。

十二 科学技術に関する基礎研究に関すること。

十三 基盤的研究開発（科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）科学技術に関する研究開発で関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの並びに科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なもの（他の府省の所掌に係るものと除く。）をいう。以下同じ。）に関する研究開発局の所掌に属するものに関すること。

十四 国立研究開発法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究（基盤的研究開発を除く。）に関する研究開発に関する事務。

十五 放射線の利用に関する研究開発に関する事務。

十六 放射性同位元素の利用の推進に関する事務。

十七 国立大学附属の研究所、国立大学の附属図書館及び大学共同利用機関（国立大学法人法第十二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育及び研究に関する事務。

十八 国立大学法人評議委員会大学共同利用機関法人分科会の庶務に関する事務。

十九 日本学士院の組織及び運営一般に関する事務。

二十 大学共同利用機関法人の組織及び運営一般に関する事務。

二十一 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会及び国立研究開発法人理化学研究所の組織及び運営一般に関する事務。

（研究開発局の所掌事務）

**第九条** 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防災科学技術（天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術

をいう。以下同じ。）、海洋科学技術、地球科学技術、環境科学技術、エネルギー科学技術（原子力に係るものと除く。以下同じ。）及び航空科学技術に関する研究開発並びに地震及び火山に関する調査研究（以下この条において「防災科学技術等に関する研究開発」という。）並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 防災科学技術等に関する研究開発並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する事務。

三 防災科学技術等に関する研究開発並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

四 防災科学技術等に関する研究開発並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

五 南極地域観測に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

六 文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する事務。

七 文部科学省の所掌事務に係る大規模な技術開発に共通する事項に関する企画及び立案に関する事務。

八 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関する事務。

九 宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るために関する事務。

十 原子力政策のうち科学技術に関するものに関する事務。

十一 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他のこれに類する経費の配分計画に関する事務。

十二 原子力損害の賠償に関する事務。

十三 原子力に関する研究者の養成及び資質の向上に関する事務。

十四 原子力に関する技術者の養成及び資質の向上に関する事務（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。

十五 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち宇宙の利用の推進及び原子力に係るものに関する事務。

十六 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する天文学に係る大学共同利用機関及び融合に関する科学に係る大学共同利用機関並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する極地に係る科学に係る大学共同利用機関に関する事務。

十七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構における教育及び研究に関する事務。

十八 科学技術・学术審議会測地学分科会の庶務に関する事務。

十九 国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関する事務。

二十 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関する事務。

二十一 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定（以下単に「電源開発促進勘定」という。）の経理に関する事務。

二十二 電源開発促進勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務。

（国際統括官の職務）

**第十一条** 国際統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関する事務。

		三　国際交流に関する条約その他の国際約束の実施に関する事務のうち文部科学省の所掌事務に係るものとの総括に関すること。
		四　国際文化交流に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。
		第二款 特別な職の設置等
	（官房長）	（官房長） 大臣官房に、官房長を置く。
2	官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。	
	（総括審議官）	（総括審議官、サイバーセキュリティ・政策立案室総括審議官、公文書監理官、学習基盤審議官及び審議官）
	第十二条	大臣官房に、総括審議官一人、サイバーセキュリティ・政策立案室総括審議官一人、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）、学習基盤審議官一人及び審議官八人を置く。
	2	総括審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
	3	サイバーセキュリティ・政策立案室総括審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する事務並びに文部科学省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
	4	公文書監理官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要な事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。
	5	学習基盤審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する重要な事項のうち教職員、教育費、教材、教育用品その他の児童及び生徒の学習活動の基盤に関するものの企画及び立案に連する事務並びに関係事務を総括整理する。
	6	審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。（参考官及び技術参事官）
	第十三条	大臣官房に参事官三人を、大臣官房文教施設企画・防災部に技術参事官一人を置く。
2	参事官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務（文教施設企画・防災部の所掌に属するものを除く。）のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。	
3	技術参事官は、命を受けて、文教施設企画・防災部の所掌事務のうち技術に関する重要な事項の企画及び立案に参画する。	
	第三款 課の設置等	（大臣官房に置く課等）
第一日	大臣官房	（大臣官房に置く課等）
第十四条	大臣官房に、文教施設企画・防災部に置くもののほか、次の五課を置く。	
2	人事課 総務課 会計課 政策課 国際課	（大臣官房に置く課等）
	文教施設企画・防災部に、次の三課及び参事官一人を置く。	
	（大臣官房に置く課等）	
		（文部科学省の行政の考査に関する事務）
		（人事課の所掌事務）
		第十五条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。
		一 文部科学省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。
		二 文部科学省共済組合に関する事務。
		三 文部科学省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。
		四 文化労働者に関する事務。
		五 残典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事務。
		六 恩給に関する連絡事務に関する事務。
		（総務課の所掌事務）
		第十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
		一 機密に関する事務。
		二 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関する事務。
		三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
		四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事務。
		五 文部科学省の保有する情報の公開に関する事務。
		六 文部科学省の保有する個人情報の保護に関する事務。
		七 文部科学省の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
		八 国会との連絡に関する事務。
		九 広報に関する事務。
		十 文部科学省の機構及び定員に関する事務。
		十一 文部科学省の所掌事務に係る法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の監督に関する基本方針の企画及び立案並びに調整に関する事務。
		十二 文部科学省の事務能率の増進に関する事務。
		十三 文部科学省の所掌事務に関する官報掲載に関する事務。
		十四 前各号に掲げるもののほか、文部科学省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
		（会計課の所掌事務）
		第十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
		一 文部科学省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。
		二 文部科学省所掌の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務。
		三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文部科学省の所掌に係るものに関する事務。
		四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関する事務。
		五 文部科学省の職員（文部科学省の所掌する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関する事務。
		六 文部科学省所掌の建築物（本省の庁舎に限る。）の営繕に関する事務。
		七 庁内の管理に関する事務。
		（政策課の所掌事務）
		第十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
		一 文部科学省の所掌事務に係る基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関する事務。
		二 文部科学省の所掌事務に関する総合調整（政策の企画及び立案に関するものに限る。）に関する事務。
		（文部科学省の行政の考査に関する事務）

四 文部科学省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

五 文部科学省の情報システムの整備及び管理に関すること。

六 国立国会図書館支部文部科学省図書館に関すること。

七 文部科学省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(国際課の所掌事務)

第十九条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する研究開発に必要な施設の整備に関する基本的な施設の企画及び立案並びに調整に関すること。(スポーツ庁及び文化庁並びに科学技術・学術政策局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。)

三 文部科学省の所掌事務に係る国際的諸活動(国際交流及び国際協力を除く。)に関する連絡調整に関すること。

(施設企画課の所掌事務)

第二十条 施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文教施設企画・防災部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 文教施設及び科学技術に関する研究開発に必要な施設の整備に関する基本的な施設の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに他局並びに施設助成課及び参事官の所掌に属するものを除く。)。

四 学校施設及び学校用家具の基準の設定に関すること。

五 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。

六 教育、学術、スポーツ及び文化の直接の用に供する物資(学校給食用物資を除く。)並びに教育、学術、スポーツ及び文化の用に供する物資のうち国際的に供給の不足するもの(学校給食用物資を除く。)の入手又は利用に関する便宜の供与に関すること。

七 学校施設の学校教育の目的以外の目的への使用の防止に係る返還命令及び移転命令に関すること。

八 国立の文教施設の整備に関する設計書類の照査、請負契約、施工管理の基準及び技術的監査に関すること。

九 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する請負契約及び施工管理の基準に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、文教施設企画・防災部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(施設助成課の所掌事務)

第二十一条 施設助成課は、次に掲げる事務(スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものと除く。)をつかさどる。

一 公立の学校施設の整備(災害復旧に係るものと除く。)に関する援助及び補助に関すること。

(計画課の所掌事務)

二 公立の学校施設の整備(災害復旧に係るものと除く。)に関する援助及び補助に関すること。

(計画課の所掌事務)

三 公立の学校施設の整備(災害復旧に係るものと除く。)に関する援助及び補助に関すること。

四 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する長期計画の企画及び立案並びに予算案の準備に関すること。

五 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する長期計画の実施に係る連絡調整に関すること。

三 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の整備のための補助金の交付に関すること(災害復旧に係るものと除く。)。

四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けに関すること。

五 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付に関すること。

六 国立の文教施設の立地計画及び環境整備に関すること。

七 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人において土地又は借地権の取得を必要とすることとなるものに限る。)に関すること。

(参事官の職務)

第二十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公立の学校施設の災害復旧に係る援助及び補助に関すること。

二 公立の社会教育施設の整備(災害復旧に係るものに限る。)のための補助に関すること。

三 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成(学校施設の災害復旧に係るものに限る。)に関すること。

四 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関すること。

五 文教施設の防災に関する施設の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。)。

六 文教施設の防災その他他保全に関する指導及び助言に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。)。

七 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する設計、積算、施工及び維持保全に係る技術的基準に関すること。

八 国立の文教施設の整備に関する建設計画、設計、積算及び施工管理の実施に関すること。

## 第二日 総合教育政策局

(総合教育政策局に置く課等)

第二十四条 総合教育政策局に、次の七課及び参事官一人を置く。

政策課

教育人材政策課

国際教育課

生涯学習推進課

地域学習推進課

男女共同参画共生社会学習・安全課

日本語教育課

(政策課の所掌事務)

第二十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合教育政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 教育基本法の施行に関する事務の総括に関すること。

四 教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画に関すること。

五 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

- 六 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 七 中央教育審議会の庶務（生涯学習分科会、初等中等教育分科会及び大学分科会に係るものをお除く。）に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、総合教育政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。  
 （教育人材政策課の所掌事務）
- 第二十六条** 教育人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。
  - 二 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。
  - 三 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。  
 （国際教育課の所掌事務）
- 第二十七条** 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 國際理解教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
  - 二 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。
  - 三 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
  - 四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
  - 五 教育関係職員その他の関係者に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
  - 六 生涯学習推進課の所掌事務
- 第二十八条** 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（地域学習推進課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
  - 二 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。
  - 三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関するもの（初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
  - 四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
  - 五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
  - 六 地域の振興としての通信教育に関すること（地域学習推進課の所掌に属するものを除く。）。
  - 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育部並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
  - 八 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
  - 九 中央教育審議会生涯学習分科会の庶務に関すること。  
 （地域学習推進課の所掌事務）
  - 十 放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。

- 一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関すること。
- 三 社会教育のための補助に関すること（文化庁及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 公立及び私立の社会教育施設の整備（災害復旧に係るものをお除く。）に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 公立の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 学校図書館に関すること。
- 七 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（ボランティア活動の振興に係るものに限る。）。
- 八 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 九 学校運営協議会等に関すること。
- 十 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 十一 社会教育における視聴覚教育に関すること。
- 十二 家庭教育の支援に関すること。
- 十三 青少年の健全な育成の推進に関すること（こども家庭庁及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 十五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌事務
- 第三十条** 男女共同参画共生社会学習・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画社会の形成その他の共生社会の形成の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
  - 二 女性教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
  - 三 女性教育のための補助に関すること。
  - 四 公立及び私立の女性教育施設の整備（災害復旧に係るものをお除く。）に関する指導及び助言に関すること。
  - 五 公立の女性教育施設の整備（災害復旧に係るものをお除く。）のための補助に関すること。
  - 六 学校安全に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関することを除く。）。
  - 七 青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること（こども家庭庁の所掌に属するものを除く。）。
  - 八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
  - 九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(日本語教育課の所掌事務)

**第三十一条** 日本語教育課は、外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(参事官の職務)

**第三十二条** 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整すること。

二 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。

三 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する事務（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四 国外の教育事情に関する調査及び研究に関する事務。

五 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関する事務。

**第三十三条** 第三日 初等中等教育局に置く課等

(初等中等教育局に置く課等) 初等中等教育局に、次の九課及び参事官一人を置く。

**第三十四条** 第三日 初等中等教育局に置く課等

(初等中等教育局に置く課等) 初等中等教育企画課

財務課

教育課程課

児童生徒課

幼稚教育課

特別支援教育課

学校情報基盤・教材課

教科書課

健康教育・食育課

(初等中等教育企画課の所掌事務)

**第三十五条** 第三日 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十一 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十二 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十三 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十四 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十五 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十六 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十七 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十八 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十九 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二十 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(財務課の所掌事務)

**第三十六条** 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公務員である教育関係職員の給与に関する制度の企画及び立案並びにその運営に関する事務。

二 地方公務員である教育関係職員の助言及び勧告に関する事務。

三 地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務。

四 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場を含む。）の学級編制及び教職員定数の基準の設定に関する事務。

五 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）による補助に関する事務。

六 経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関する事務。

七 へき地における教育の振興に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関する事務。

八 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関する事務。

九 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案（学校施設、学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校安全に係るものを除く。）の準備に関する連絡調整に関する事務。

十 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十一 教育関係職員その他の関係者に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十二 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十三 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十五 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十六 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十七 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十八 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十九 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十一 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十二 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十三 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十五 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十六 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十七 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十八 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十九 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十一 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十二 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十三 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十五 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十六 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十七 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十八 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

三十九 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十一 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十二 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十三 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十五 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十六 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十七 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十八 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

四十九 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五十 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

## (幼児教育課の所掌事務)

**第三十七条** 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育のための補助に関する企画及び立案並びに援助及び助言（幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言）。

四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設の整備に係るものに限る。）に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

**第三十八条**

特別支援教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童、

児童及び生徒に対する教育（以下この条において「特別支援教育」という。）並びに幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における障害者に関する理解を深めるための教育（以下この条において「障害者理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言（幼稚園及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二 前号に掲げる児童、児童及び生徒に係る就学奨励並びに特別支援教育の用に供する設備の整備のための補助に関すること。

三 特別支援教育の基準（学級編制及び教職員定数に係るものと除く。）の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

四 特別支援学校の高等部における通信教育に関すること（地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育及び障害者理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

五 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育及び障害者理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育及び障害者理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

七 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に係ること。

八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

**第三十九条** 学校情報基盤・教材課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（学校情報基盤・教材課の所掌事務）

一 学校教育情報化推進計画の作成及び推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）第八条第一項に規定する連携認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）における情報通信の技術を用いた効果的な事務の処理並びに情報通信の技術の活用を支援する人材の育成及び確保（第六号及び第七号において「情報通信技術の活用等」という。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 幼稚園等における情報通信機器その他の視聴覚教育メディアの整備及び利用（情報通信機器の利用に限る。）並びに情報通信ネットワークの整備（学校施設の整備に係るものと除く。）及び利活用に関すること。

三 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

四 幼稚園等における情報通信技術の活用等に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五 教育用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に関すること。

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園等における情報通信技術の活用等に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園等における情報通信技術の活用等に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八 教科書課の所掌事務

**第四十条**

教科書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（教科書課の所掌事務）

一 教科用図書の検定に関すること。

二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校において使用する教科用図書の無償措置に関すること。

三 文部科学省が著作権を有する出版物の著作権の管理に関すること。

（健康教育・食育課の所掌事務）

一 健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること）。

二 学校保健及び学校給食に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること、初等中等教育の基礎（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の整備に関する事を除く。）。

三 公立学校的学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

（参事官の職務）

一 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（高等学校及び中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるもの（以下この条において「高等学校における教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること）。

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

三 生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

四 高等学校及び中等教育学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

五 高等学校及び中等教育学校の後期課程における通信教育に関する法律の施行に関すること。

六 産業教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

七 産業教育のための補助に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 産業教育の基準（教材に係るものと除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

九 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

- 十 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（安全教育に係るもの及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、高等学校等における教育及び産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 教育関係職員その他の関係者に対し、高等学校等における教育及び産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。

#### 第四日 高等教育局

（高等教育局に置く課等）

- 第四十三条 高等教育局に、私学部に置くもののほか、次の六課及び参事官一人を置く。

##### 大学教育企画課

大学教育・入試課

専門教育課

医学教育課

学生支援課

国立大学法人支援課

私学部に、次の二課及び参事官一人を置く。

私学行政課

私学助成課

（高等教育企画課の所掌事務）

- 第四十四条 高等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高等教育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 大学における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

四 中央教育審議会大学分科会の庶務に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、高等教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

と。

（大学教育・入試課の所掌事務）

大学教育・入試課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 第四十五条 大学教育・入試課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（医学教育課及び国立大学法人支援課の所掌に属するものを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三 大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四 大学における教育のための補助に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 短期大学における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

六 大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

- 七 大学における入学資格及び学位の基準の設定並びに入学者の選抜及び学位の授与に関すること。
- 八 放送大学園が設置する放送大学（次条第八号において「放送大学」という。）における教育に関すること。
- 九 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

#### 第四十六条 専門教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 十三 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。（専門教育課の所掌事務）

#### 第四十七条 医学教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 十二 大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものに限る。）に関すること。

##### （医学教育課の所掌事務）

- 十三 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。

#### 第四十八条 専門教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大学における学術の各分野における専門的な学識又は実践的な能力を培うことを目的とする

教育（医学、歯学及び薬学に関する教育、医療技術者の養成のための教育並びに社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための教育（次条において「医学等に関する教育」という。）を除く。）及び情報教育（以下この条において「専門教育」と総称する。）の振興（組織及び運営に係るものを除く。）並びに高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育のための補助に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）。

四 高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

五 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校（次条第五号に規定するものに限る。）及び第十九号及び第十号において同じ。）における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

六 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

七 国立高等専門学校における教育に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

八 大学（放送大学を除く。）及び高等専門学校における教育に関する通信教育及び視聴覚教育に関すること。

九 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十一 独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関すること。（医学教育課の所掌事務）

（医学教育課の所掌事務）

- 一 大学における医学等に関する教育の振興（組織及び運営に係るものを除く。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 大学の附属病院の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 大学における医学等に関する教育のための補助に関すること。
- 四 大学における医学等に関する教育の基準の設定に関すること。
- 五 附属専修学校等における医療技術者等養成教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること。
- 六 附属専修学校等における医療技術者等養成教育の基準の設定に関すること。
- 七 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学並びにこれに附属する専修学校及び各種学校の指定に関すること。
- 八 看護師等の人材確保の促進に関する法律第三条の基本指針のうち同条第二項第二号に掲げる事項に関すること。
- 九 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における医学等に関する教育及び附属専修学校等における医療技術者等養成教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における医学等に関する教育及び附属専修学校等における医療技術者等養成教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 十一 学生支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- （学生支援課の所掌事務）
- 一 学生及び生徒（専修学校の専門課程の生徒に限る。）の奨学に関すること。
- 二 学生（外国人留学生を除く。）の厚生及び補導に関すること。
- 三 独立行政法人日本学生支援機構の組織及び運営一般に関すること。
- （国立大学法人支援課の所掌事務）
- 第四十九条 国立大学法人支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国立大学における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに他課の所掌に属するもののを除く。）。
- 二 国立大学法人評議会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。
- （参事官の職務）
- 第五十条 第四十三条第一項の参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 外国人留学生の厚生及び補導に関すること。
- 二 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。
- 三 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- （私学行政課の所掌事務）
- 第五十一条 私学行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 私学部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定に関すること。
- 四 私立学校教職員の共済制度に関すること。
- 五 大学設置・学校法人審議会・学校法人分科会の庶務に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、私学部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

- （私学助成課の所掌事務）
- 第五十二条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房、総合教育政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。
- （参事官の職務）
- 第五十三条 第四十三条第二項の参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営（放送大学学園に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。
- 二 学校法人の会計に関する制度の企画及び立案並びに学校法人の会計に関する行政の一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 三 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条第四号の勧告に関すること。
- （科学技術・学术政策局に置く課等）
- 第五十四条 科学技術・学术政策局に、次の五課及び参事官一人を置く。
- （科学技術・学术政策局）
- 第五十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- （政策課の所掌事務）
- 一 科学技術・学术政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（内閣府並びに研究振興局及び研究開発局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（内閣府並びに研究振興局及び研究開発局並びに人材政策課、産業連携・地域振興課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 学術の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六 科学技術・学术審議会の庶務（研究計画・評価分科会、海洋開発分科会、測地学分科会及び技術士分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 七 科学技術・学术政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、科学技術・学术政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- （研究開発戦略課の所掌事務）
- 第五十六条 研究開発戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 科学技術に関する制度一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 科学技術に関する研究開発の評価一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
- 五 科学技術及び学術に関する統計の作成に関すること。
- 六 科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告に関すること。

七 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に關すること（研究振興局及び研究開発局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）。

八 成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある研究開発を推進する觀点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関すること。

九 国立研究開發法人審議会の庶務に關すること。

（人材政策課の所掌事務）

**第五十七条** 人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 研究者の養成及び資質の向上に關すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

四 技術者の養成及び資質の向上に關すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限るものとし、研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

五 技術士に關すること。

六 科学技術に関する知識の普及並びに国民の关心及び理解の増進に關すること。

七 国立研究開發法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に關すること。

（研究環境課の所掌事務）

**第五十八条** 研究環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関する事務（研究振興局及び産業連携・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

二 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に關すること（産業連携・地域振興課及び参考官の所掌に属するものを除く。）。

三 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関する事務（研究振興局及び産業連携・地域振興課の所掌に属するものを除く。）に關する事務の総括に関する事務（文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流（国際交流を除く。）に關する事務の総括に關すること。

四 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に關すること。

五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であつて公募によるものの実施の調整に關すること。

**第五十九条** 産業連携・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に關すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に關する法律の施行に關すること。

三 発明及び実用新案の実施化の推進に關すること。

四 地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であつて文部科学省の所掌事務に係るものに關すること。

五 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に關する事務のうち筑波研究学園都市に係るものに關すること。

**第五十九条の二** 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（基础・基盤研究課の所掌事務）

一 科学技術に関する国際交流（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる科学技術に関する研究開発の成果の国外流出の防止に關することを含む。次号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二 科学技術に関する研究開発に係る国際交流の助成に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三 科学技術に関する研究開発に係る国際交流の助成に関すること（文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係る国際交流に關すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

四 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる科学技術に関する研究開発の成果の国外流出の防止に關るものに關すること。

五 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に關し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる科学技術に関する研究開発の成果の国外流出の防止に關るものに關すること。

六 学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに關すること（文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに關すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

七 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに關すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

（研究振興局に置く課等）

**第六十条** 研究振興局に、次の五課及び参事官二人を置く。

（振興企画課）

基礎・基盤研究課

大学研究基盤整備課

学術研究推進課

ライフサイエンス課

（振興企画課の所掌事務）

**第六十一条** 振興企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 研究振興局の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二 科学技術に関する研究開発に關する基本的な政策（研究開発の評価一般に關するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に關すること（研究開発局並びに大学研究基盤整備課、ライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三 科学技術に関する各分野の研究開発に關する計画の作成及び推進に關すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四 科学技術に関する研究開発に關する関係行政機関の事務の調整に關すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

五 学術の振興に關すること（高等教育局及び科学技術・学術政策局並びに大学研究基盤整備課、学術研究推進課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

六 大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 研究者その他の関係者に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八 発明及び実用新案の奨励に關すること。

九 大学共同利用機関法人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関における教育及び研究に關すること。

十 日本学士院の組織及び運営一般に關すること。

（基础・基盤研究課の所掌事務）

**第六十二条** 基礎・基盤研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する基礎研究に関すること。
- 二 基盤的研究開発に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く）。
- 三 国立研究開発法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究（基盤的研究開発を除く）に関すること。
- 四 放射線の利用に関する研究開発に関すること（ライフサイエンス課の所掌に属するものを除く）。
- 五 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
- 六 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する分子科学に係る大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が設置する大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
- 七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。
- （大学研究基盤整備課の所掌事務）
- 第六十三条** 大学研究基盤整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 大学及び大学共同利用機関における科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く）。
- 二 学術に関する研究機関の研究体制の整備に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 学術に関する研究機関の活動に関する情報資料の収集、保存及び活用に関すること。
- 四 学術に関する研究設備に関すること。
- 五 国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条规定第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務に関すること。
- 六 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に関すること。
- 七 国立大学附置の研究所及び大学共同利用機関における教育及び研究に関する事務（研究開発局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く）。
- 八 国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の庶務に関すること。
- 九 大学共同利用機関法人の組織及び運営一般に関すること。
- （学術研究推進課の所掌事務）
- 第六十四条** 学術研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 学術の振興のための助成に関すること。
- 二 学術用語の制定及び普及に関すること。
- 三 独立行政法人日本学術振興会の組織及び運営一般に関すること。
- （ライフサイエンス課の所掌事務）
- 第六十五条** ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 ライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術（以下この条において「ライフサイエンス等」という。）に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 二 ライフサイエンス等に関する研究開発に関する事務のうち、ライフサイエンスに及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンスに関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンスに関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること。
- 五 基盤的研究開発に関する事務のうちライフサイエンス等に係るものに関すること。

- 六 放射線の医学的利用に関する研究開発に関すること。
- 七 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する基礎生物学に係る大学共同利用機関及び生物学に係る大学共同利用機関並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する遺伝学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
- （参事官の職務）
- 第六十六条** 参事官は、命を受け、次に掲げる事務を分掌する。
- 一 情報科学技術及び物質・材料科学技術（物質に関する科学技術であつて材料の創製に資することとなるもの及び材料としての物質に関する科学技術をいう。以下この条において同じ。）に関する研究開発に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する企画及び立案並びに推進に関する計画の作成及び実施に関すること。
- 三 情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち情報システムに係るものに関すること。
- 五 科学技術に関する研究開発及び学術に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関すること。
- 六 大学の附属図書館その他の学術に関する図書施設に関すること。
- 七 基盤的研究開発に関する事務のうち情報科学技術及び物質・材料科学技術に係るものに関すること。
- 八 国立大学の附属図書館並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する統計学及び数理科学に係る大学共同利用機関並びに情報学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
- 九 国立研究開発法人物質・材料研究機構の組織及び運営一般に関すること。
- 第七回 研究開発局**
- （研究開発局に置く課等）
- 第六十七条** 研究開発局に、次の六課及び参事官一人を置く。
- 一 開発企画課
- 二 地震火山防災研究課
- 三 海洋地球課
- 四 環境エネルギー課
- 五 宇宙開発利用課
- 六 原子力課
- （開発企画課の所掌事務）
- 第六十八条** 開発企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 研究開発局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する企画及び立案に関すること。
- 三 文部科学省の所掌事務に係る大規模な技術開発に共通する事項に関する企画及び立案に関すること。
- 四 文部科学省の所掌事務に係る原子力の平和的利用の確保に関すること。
- 五 電源開発促進勘定の經理に関すること。
- 六 電源開発促進勘定に属する国有財産の管理及び处分並びに物品の管理に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、研究開発局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(地震火山防災研究課の所掌事務)

**第六十九条** 地震火山防災研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策

の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発研究並びに計画の作成及

び推進に関する事務。

三 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関

の事務の調整に関する事務。

四 基盤的研究開発に関する事務のうち地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に係

るものに関する事務。

五 科学技術・学术審議会測地学分科会の庶務に関する事務。

六 国立研究開発法人防災科学技術研究所の組織及び運営一般に関する事務。

(海洋地球課の所掌事務)

**第七十条** 海洋地球課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋科学技術及び地球科学技術（以下この条において「海洋科学技術等」という。）に関する

研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 海洋科学技術等に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する事務。

三 海洋科学技術等に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

四 南極地域観測に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

五 基盤的研究開発に関する事務のうち海洋科学技術等に係るものに関する事務。

六 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する極地に関する科学に係る大学共同

利用機関における教育及び研究に関する事務。

七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関する事務。

(環境エネルギー課の所掌事務)

**第七十一条** 環境エネルギー課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境科学技術及びエネルギー科学技術（以下この条において「環境科学技術等」という。）

に関する研究開発並びに核融合に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 環境科学技術等及び核融合に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する事務。

三 環境科学技術等に関する研究開発及び核融合に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

四 基盤的研究開発に関する事務のうち環境科学技術等及び核融合に係るものに関する事務。

五 原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るために核融合に係るものに関する事務。

六 原子力に関する教育及び研究に関する事務。

七 原子力政策のうち科学技術に関するものに関する事務。

八 原子力に関する研究者の養成及び資質の向上に関する事務。

九 原子力に関する技術者の養成及び資質の向上に関する事務。

十 原子力に関する技術者の養成及び資質の向上に関する事務。

十一 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るものに関する事務。

十二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関する事務。

(参事官の職務)

**第七十四条** 参事官は、原子力損害の賠償に関する事務をつかさどる。

(宇宙開発利用課の所掌事務)

**第七十五条** 宇宙開発利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する基本的な政策の企画

及び立案並びに推進に関する事務。

二 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する研究開発に関する計

画の作成及び推進に関する事務。

三 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する関係行政機関の事務

の調整に関する事務。

四 基盤的研究開発に関する事務のうち航空科学技術及び宇宙の開発に係る科学技術に関するもの

に関する事務。

五 宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関する事務。

六 宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関する事務。

七 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち宇宙の利用の推進に係るものに関する事務。

八 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する天文学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関する事務。

九 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関する事務。

十 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関する事務。

(原子力課の所掌事務)

**第七十六条** 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力に関する科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 原子力に関する科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する事務。

三 原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

四 基盤的研究開発に関する事務のうち原子力に関する科学技術（量子の研究に係るもの）を除く。)に係るものに関する事務。

五 文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する事務のうち原子力に係るものに関する事務。

六 原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るために原子力を除く。)に係るものに関する事務。

七 原子力政策のうち科学技術に関するものに関する事務。

八 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他のこれに類する経費の配分計画に関する事務。

九 原子力に関する研究者の養成及び資質の向上に関する事務。

十 原子力に関する技術者の養成及び資質の向上に関する事務。

十一 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るものに関する事務。

十二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関する事務。

(参事官の職務)

**第七十七条** 第三節 審議会等

(設置)

**第七十五条** 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

教科用図書検定調査審議会

中央教育審議会

大学設置・学校法人審議会

国立研究開発法人審議会

(中央教育審議会)

一 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中心とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要な事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。



十九　スポーツ庁の行政の考査に関すること。

二十　スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十一　スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。（スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関することを除く。）。

二十二　スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十三　学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二十四　学校における体育及び保健教育の基準の設定に関すること。

二十五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十六　教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十七　スポーツのための助成に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二十八　スポーツ振興投票に関すること。

二十九　スポーツの情報システムの整備及び管理に関すること。

三十　スポーツ審議会の庶務に関すること。

三十一　独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般に関すること。

三十二　前各号に掲げるもののほか、スポーツ庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

**（健康スポーツ課の所掌事務）**  
第八十七条 健康スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一　スポーツ（学校における体育を除く。次号、第五号及び第六号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（地域スポーツ課、競技スポーツ課及び参考官の所掌に属するものを除く。）。

二　スポーツのための補助（前号イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。  
三　心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保（青少年に係るものに限る。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務をつかさどる。

四　全国的な規模において行われるスポーツ事業に関する事務（地域スポーツ課、競技スポーツ課及び参考官の所掌に属するものを除く。）。

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（地域スポーツ課及び競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。

六　スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行ふこと（地域スポーツ課及び競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。

**（地域スポーツ課の所掌事務）**  
第八十八条 地域スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一　次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務をつかさどる。  
イ　地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十一条に規定する地域スポーツクラブをいう。）、スポーツ推進委員（同法第三十二条第一項のスポーツ推進委員をいう。）その他の地域におけるスポーツの推進に係る体制の整備  
ロ　学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）の振興

二　スポーツのための補助（前号イ及びロに掲げる事項に係るものに限る。）に関する事務。  
三　青少年の心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関する事務。  
四　全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、主として青少年を対象とするものに関する事務。

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、第一号イ及びロに掲げる事項に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六　教育関係職員、スポーツの指導者その他の関係者に対する専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

**（競技スポーツ課の所掌事務）**

第八十九条 競技スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツに関する競技水準の向上を主たる目的とする全国的な規模の事業を行う団体（プロ野球、プロサッカーその他の専ら公衆の観覧に供するために行われるスポーツ事業（第四号及び次条第四号において「プロスポーツ事業」という。）を行うものを除く。次号及び次条第一号ハにおいて「中央競技団体」という。）の業務の適正かつ円滑な実施の促進に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務。

二　スポーツに関する競技水準の向上を主たる目的とする全国的な規模の事業を行う団体（プロ野球、プロサッカーその他の専ら公衆の観覧に供するために行われるスポーツ事業（第四号及び次条第四号において「プロスポーツ事業」という。）を行うものを除く。次号及び次条第一号ハにおいて「中央競技団体」という。）の業務の適正かつ円滑な実施の促進に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務。

三　中央競技団体の業務の適正かつ円滑な実施の促進のための補助に関する事務。

四　全国的な規模において行われるスポーツ事業（プロスポーツ事業を除く。）のうち、国民スポーツ大会その他の全国的な競技水準において行われるものに関する事務。

**（参事官の職務）**

第九十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。  
一　次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務。  
イ　地域の振興に資する見地からのスポーツの振興  
ロ　スポーツの振興に寄与する人材の育成（学校における体育に係るものに限る。）  
ハ　スポーツ団体（中央競技団体を除く。）の業務の適正かつ円滑な実施の促進

二　スポーツのための補助（前号イからハまでに掲げる事項に係るものに限る。）に関する事務。

三　国際的な規模において行われるスポーツ事業に関する事務。

四　全国的な規模において行われるプロスポーツ事業に関する事務。

五　公立及び私立のスポーツ施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）に関する事務。

六　公立のスポーツ施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）のための補助に関する事務。

七　私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に對する助成（体育施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）に係るものに限る。）に関する事務。

八　公立のスポーツ施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）のための補助に関する事務。

九　スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関する事務（外交政策に係るものに限る。）

十　スポーツ庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務。

**（スポーツ審議会）**

第九十一条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

二　スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツ長官の諮問に応じてスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に規定する重要事項に關し、スポーツ長官に意見を述べること。

三　スポーツ基本法、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十二条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

三　前項に定めるものに限る。）の定めるところによる。

（平成二十七年政令第三百二十九号）の定めるところによる。

**第二節 文化庁**

**第一款 特別な職**

第九十二条 文化庁に、次長一人を置く。  
(次長)

(文化財鑑査官及び審議官)

- 第九十三条** 文化庁に、文化財鑑査官一人及び審議官二人を置く。
- 2 文化財鑑査官は、命を受けて、文化庁の所掌事務のうち文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する専門的、技術的な重要事項に係るもの）を総括整理する。
- 3 審議官は、命を受けて、文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 第二款 内部部局**
- （課及び参事官の設置）
- 第九十四条** 文化庁に、次の九課及び参事官四人を置く。
- 政策課  
企画調整課  
文化経済・国際課  
文化財第一課  
文化資源活用課  
著作権課  
国語課  
宗務課
- （政策課の所掌事務）
- 第九十五条** 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。  
二 文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。  
三 表彰及び儀式に関する事務。  
四 恩給に関する事務。  
五 意見に関する連絡事務に関する事務。  
六 長官の官印及び印の保管に関する事務。  
七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。  
八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事務。  
九 文化庁の保有する情報の公開に関する事務。  
十 文化庁の保有する個人情報の保護に関する事務。  
十一 文化庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務。  
十二 広報に関する事務。  
十三 文化庁の機構及び定員に関する事務。  
十四 文化庁の事務能率の増進に関する事務。  
十五 文化庁の所掌事務に関する官報掲載に関する事務。  
十六 文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。  
十七 文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。  
十八 東日本大震災復興特別会計の經理のうち文化庁の所掌に係るものに関する事務。  
十九 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関する事務。  
二十 文化庁の職員に貸与する宿舎に関する事務。  
二十一 庁内の管理に関する事務。  
二十二 文化庁の行政の考查に関する事務。  
二十三 文化的振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務。  
二十四 文化庁の情報システムの整備及び管理に関する事務。  
二十五 前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
- （企画調整課の所掌事務）
- 第九十六条** 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 文化に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務。  
二 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。  
三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関する事務（文化施設の災害復旧に係る指導及び助言に関する事務並びに公立の文化施設の災害復旧に係る補助に関する事務を除く。）  
四 博物館による社会教育の振興に関する事務（博物館の災害復旧に係る指導及び助言に関する事務並びに公立の博物館の災害復旧に係る補助に関する事務を除く。）  
五 学芸員となる資格の認定に関する事務。  
六 アイヌ文化の振興に関する事務（国語課の所掌に属するものを除く。）  
七 文化審議会の庶務（国語分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るもの）を除く。）に関する事務。  
八 独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関する事務。  
（文化経済・国際課の所掌事務）
- 第九十七条** 文化経済・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務。  
二 文化庁の所掌事務に関する税制に関する調整に関する事務。  
三 興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第二百三号）第二条第二項に規定する興行入場券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。  
四 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関する事務（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）  
五 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）  
（国語課の所掌事務）
- 第九十八条** 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国語の改善及びその普及に関する事務。  
二 アイヌ文化の振興に関する事務（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関する事務に限る。）  
（著作権課の所掌事務）
- 第九十九条** 著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権（次条第一号及び第一百四条第一号において「著作権等」という。）の保護及び利用に関する事務。  
二 文化審議会著作権分科会の庶務に関する事務。
- （文化資源活用課の所掌事務）
- 第一百条** 文化資源活用課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 文化（著作権等に係る事項を除く。以下この号において同じ。）に係る資源の活用（第一百四条第五号から第八号までに規定するものを除く。）による文化の振興に関する事務。  
二 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。  
三 文化財についての補助及び損失補償に関する事務。
- （文化財第一課の所掌事務）
- 第一百一条** 文化財第一課は、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては、文化財についての補助及び損失補償に係るもの）をつかさどる。
- 一 建造物以外の有形文化財の保存に関する事務。  
二 無形文化財の保存に関する事務。

(企画調整課の所掌事務)

- 一 文化に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関する事務（文化施設の災害復旧に係る指導及び助言に関する事務並びに公立の文化施設の災害復旧に係る補助に関する事務を除く。）

四 博物館による社会教育の振興に関する事務（博物館の災害復旧に係る指導及び助言に関する事務並びに公立の博物館の災害復旧に係る補助に関する事務を除く。）

五 学芸員となる資格の認定に関する事務。

六 アイヌ文化の振興に関する事務（国語課の所掌に属するものを除く。）

七 文化審議会の庶務（国語分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るもの）を除く。）に関する事務。

八 独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関する事務。

（文化経済・国際課の所掌事務）

一 経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務。

二 文化庁の所掌事務に関する税制に関する調整に関する事務。

三 興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第二百三号）第二条第二項に規定する興行入場券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。

四 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関する事務（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）

五 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）

（国語課の所掌事務）

一 国語の改善及びその普及に関する事務。

二 アイヌ文化の振興に関する事務（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関する事務に限る。）

（著作権課の所掌事務）

一 著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 文化審議会著作権分科会の庶務に関する事務。

（文化資源活用課の所掌事務）

一 文化（著作権等に係る事項を除く。以下この号において同じ。）に係る資源の活用（第一百四条第五号から第八号までに規定するものを除く。）による文化の振興に関する事務。

二 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

三 文化財についての補助及び損失補償に関する事務。

（文化財第一課の所掌事務）

一 文化財第一課は、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては、文化財についての補助及び損失補償に係るもの）をつかさどる。

- 三 民俗文化財の保存に関すること。
- 四 文化財の保存技術の保存に関すること。
- 五 文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。  
(文化財第二課の所掌事務)

第一百二条 文化財第二課は、次に掲げる事務(文化財についての補助及び損失補償に係るもの)を除く。)をつかさどる。

- 一 建造物である有形文化財の保存に関すること。
- 二 記念物の保存に関すること。
- 三 文化的景観の保存に関すること。
- 四 伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。
- 五 埋蔵文化財の保存に関すること。

(宗務課の所掌事務)

第一百三条 宗務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 二 都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(当事官の職務)

第一百四条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務にあっては、文化財についての補助及び損失補償に係るもの(以下この号から第四号までにおいて同じ。)を分掌する。

- 一 文化(文化財に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。)の振興(文化に係る資源の活用によるものを除く。次号及び第四号において同じ。)に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 文化的振興のための助成に関すること。

三 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

四 文化的振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの)を除く。)。

五 文化財の振興に係る有形文化財の活用に関すること。

六 無形文化財の活用に関すること。

七 民俗文化財の活用に関すること。

八 文化財の保存技術の活用に関すること。

九 観光の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第

十 八号)の施行に関する教育の基準の設定に関すること。

十一 学校における芸術に関する教育の基準の設定に関すること。

十二 私立学校教育の振興のための学校法人(放送大学学園を除く。)その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成(学校における芸術に関する教育に係るものに限る。)に関すること。

十三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十四 教育関係職員その他の関係者に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(施行期日)  
附 則  
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十一年一月六日)から施行する。  
(初等中等教育局の所掌事務の特例)

2 初等中等教育局は、第五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業に関する教科の教科用図書の編修及び改訂に関すること。
- 二 特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関すること。
- 三 中学校における通信教育に関すること。
- 四 児童自立支援施設の教科に関する事項の勧告に関すること。

(高等教育局の所掌事務の特例)

- 1 高等教育局は、第六条第一項各号に掲げる事務のほか、独立行政法人日本学生支援機構の行う独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十四条第一項に規定する業務に関する事務をつかさどる。この場合において、第五条第十七号及び第四十二条第三号中「閲すること」とあるのは、「閲すること」(高等教育局の所掌に属するものを除く。)とする。

(研究開発局の所掌事務の特例)

- 2 研究開発局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の経理(特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)附則第七条の二に規定する費用に係るものに限る。)に関する事務をつかさどる。

(初等中等教育局初等中等教育企画課の所掌事務の特例)

- 3 初等中等教育局初等中等教育企画課は、第三十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第一項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局特別支援教育課の所掌事務の特例)

- 4 初等中等教育局教育課程課は、第三十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第四号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局特別支援教育課の所掌事務の特例)

- 5 初等中等教育局初等中等教育企画課は、第三十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局教育課程課の所掌事務の特例)

- 6 初等中等教育局教育課程課は、第三十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局参事官の所掌事務の特例)

- 7 初等中等教育局特別支援教育課は、第三十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局学生支援課の所掌事務の特例)

- 8 初等中等教育局参事官は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

(初等中等教育局学生支援課の所掌事務の特例)

- 9 高等教育局学生支援課は、第四十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三項に規定する事務をつかさどる。

(科学技術・学術政策局参事官の設置期間の特例)

- 10 第五十四条の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

(研究開発局参事官の設置期間の特例)

- 11 第六十七条の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

(研究開発局開発企画課の所掌事務の特例)

- 12 研究開発局開発企画課は、第六十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第四項に規定する事務をつかさどる。

(研究開発局開発企画課の所掌事務の特例)

- 13 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則  
(平成一三年三月三〇日政令第九二号)  
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

- 14 附 則  
(平成一四年一月一七日政令第四号)  
抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

- 2 附 則  
(平成一五年三月二六日政令第七四号)  
抄





1	（施行期日） この政令は、令和三年四月一日から施行する。	附 則 （令和二年三月二七日政令第六一號）抄	1 （施行期日） この政令は、令和三年四月一日から施行する。	附 則 （令和二年三月三〇日政令第八一號）抄	1 （施行期日） この政令は、令和二年四月一日から施行する。	（施行期日） この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 （令和元年一二月二〇日政令第一九八號）抄	（施行期日） この政令は、令和二年四月一日から施行する。	附 則 （令和二年三月三〇日政令第三七三號）抄	（施行期日） この政令は、令和二年四月一日から施行する。	附 則 （令和二年一一月二四日政令第三九五號）抄	（施行期日） この政令は、令和三年十月一日から施行する。	（施行期日） この政令は、令和二年五月一日から施行する。
（施行期日） この政令は、令和四年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、令和四年十月一日から施行する。	（施行期日） この政令は、令和四年九月二九日政令第三一四號）抄	（施行期日） この政令は、令和四年九月二九日政令第三一四號）抄	（施行期日） この政令は、令和四年九月二九日政令第三一四號）抄	（施行期日） この政令は、令和四年九月二九日政令第三一四號）抄	（施行期日） この政令は、令和四年九月二九日政令第三一四號）抄
（施行期日） この政令は、令和五年三月三〇日政令第九二號）抄	（施行期日） この政令は、令和五年三月三〇日政令第九二號）抄	（施行期日） この政令は、令和五年三月三〇日政令第一二六號）抄	（施行期日） この政令は、令和五年三月三〇日政令第一二六號）抄	（施行期日） この政令は、令和五年三月三〇日政令第一二六號）抄	（施行期日） この政令は、令和五年三月三〇日政令第一二六號）抄	（施行期日） この政令は、令和五年三月三〇日政令第一二六號）抄
第一条 （施行期日） この政令は、法の施行の日（令和五年六月三十日）から施行する。	第一条 （施行期日） この政令は、令和五年四月一日から施行する。	第一条 （施行期日） この政令は、令和五年六月二三日政令第二二二號）抄	第一条 （施行期日） この政令は、令和五年六月二三日政令第二二二號）抄	第一条 （施行期日） この政令は、令和五年六月二三日政令第二二二號）抄	第一条 （施行期日） この政令は、令和六年四月一日から施行する。	第一条 （施行期日） この政令は、令和七年四月一日から施行する。
附 則 （令和五年一一月一〇日政令第三二七號）抄	附 則 （令和五年一一月一〇日政令第三二七號）抄	附 則 （令和六年六月一四日政令第二〇九號）抄	附 則 （令和六年六月一四日政令第二〇九號）抄	附 則 （令和六年六月一四日政令第二〇九號）抄	附 則 （令和六年六月一四日政令第二〇九號）抄	附 則 （令和六年六月一四日政令第二〇九號）抄

1 （施行期日） この政令は、令和六年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、令和七年四月一日から施行する。
附 則 （令和六年三月二九日政令第八八號）抄	附 則 （令和六年三月二九日政令第八八號）抄
附 則 （令和六年六月一四日政令第二〇九號）抄	附 則 （令和六年六月一四日政令第二〇九號）抄